

利益処分の承認にあたっての基本方針

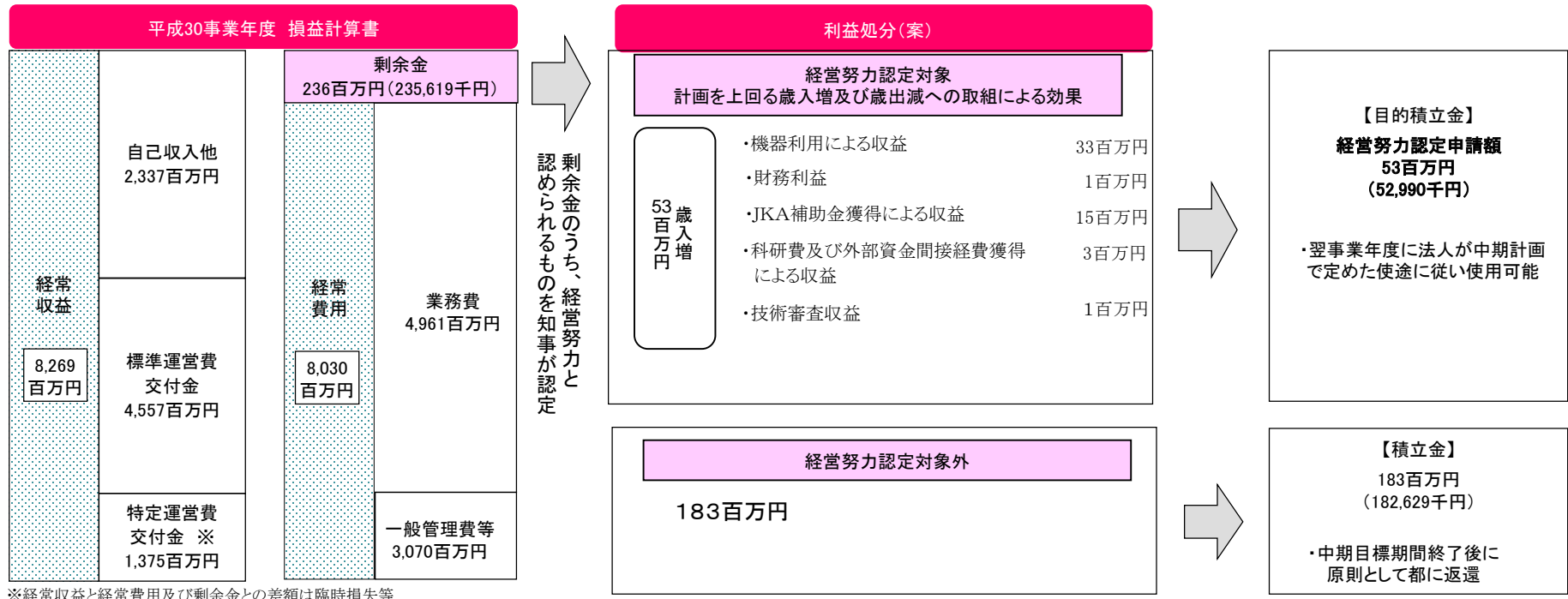
「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」(目的積立金)は以下のいずれかの要件にも合致する場合に承認する。

- ① 当該事業年度における**経営努力により生じたと認められるもの**
- ② 法第26条第2項第6号に基づき、**中期計画に定めた剰余金の使途(※)に充てようとするもの**で、かつ合理的であると認められるもの。

(※)産技研においては、「**中小企業支援の充実、研究開発の質の向上、法人の円滑な業務運営の確保又は施設・設備の整備及び改善**」に充てるとしている。

経営努力認定の主な考え方について(平成26年6月27日付総務省「独立行政法人の経営努力認定について」)

○法人が**新規性・自主性のある活動により、収入の増加や費用の節減を行ったもの**。  
 ※恒常的な業務であっても、新たなテーマや工夫による取組から生じた収入の増加や費用の節減がある場合は、新規に生じたものと認めることとする。  
 ※利益は、運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づかない収入から生じたものであることが必要である。  
 ※外部要因によらない、法人の自主的な活動による収納の増加や費用の節減である必要がある。



※経常収益と経常費用及び剰余金との差額は臨時損失等

※ 自己収入他の内訳

手数料収益	413百万円	受講料収益	8百万円	受託事業収益	442百万円	科学研究費間接収益	0百万円	雑益	6百万円	臨時利益	6百万円
使用料収益	241百万円	指導事業収益	2百万円	外部資金導入研究収益	21百万円	財務利益	0百万円	資産見返勘定戻入	1,199百万円	合計	2,337百万円

(注) 百万円未満を切り捨てているため合計が合わない場合がある。